

わが国における育児法のスタンダードの形成過程 —母子健康手帳の変遷を通して—

医学部看護学科講師 小 柳 康 子

キーワード：育児法、母子健康手帳、ふれあい重視
Keywords: method of child-rearing, "Maternal and Child Health Handbook", emphasis on interaction,

Abstract

The Maternal and Child Health Handbook is a unique tool that is provided to women in Japan who report their pregnancies to the local authorities.

This study focuses not on the medical role that the Maternal and Child Health Handbook plays in terms of the health management of mothers and children, but on its role in disseminating key aspects of scientific childrearing knowledge.

Tomomi Shinada examined the supplemental booklets accompanying the Maternal and Child

Health Handbook, and showed that childrearing practices changed around 1985. However, she did not clearly explain the reasons why these changes occurred in the mid-1980s.

The purpose of this paper is to examine the process by which changes have been made to the Maternal and Child Health Handbook, and to identify changes in childrearing practices that have resulted from that process and its cause, thereby shedding light on the unique way in which childrearing standards have been formulated in Japan with input from administrative bodies concerned with mother-child health issues.

The results of this study show that In the "The Pregnant-Women-and-Nursing-Mothers Notebook" made during World War II, the system which manages Japanese women's delivery was already formed. Due to the development of public health management systems at the national level, and the provision of standard, scientific childrearing practices, the infant mortality rate in Japan is the lowest in the world, and Japanese public health standards have improved dramatically. The results of this study show that the emphasis on interaction that exists in today's

childrearing practices first emerged around 1985. However, the "revolution in childrearing practices" identified by Shimada cannot be said to have started in that year. Because, 1985 that she had pointed out was year when the pamphlet that accompanied the supplemental booklets accompanying the Mother and Child Health Handbook had been revised.

Childrearing practices changed in response to scientific research findings that began coming out around the 1960s in the fields of psychoanalysis, pediatrics, and public health. Specifically, changes in childrearing practices are affected not only by scientific theories, but also by socio-political and cultural factors, such as a society's views of children, views of health, and views of medicine. These changes are believed to have been disseminated beyond individual countries and theories through the influence of the World Health Organization and other UN agencies.

However, the downside to the dissemination of scientific childrearing practices is that Japanese knowledge and wisdom related to childrearing, proven and tested over many years of experience, has sometimes been discarded. Furthermore, parental ideas about childrearing and the tradition of discipline have been weakened, and the cultural value once placed on childrearing has been lost.

Now, it is required that many institutions of not only parents but an area create the new style which shoulders the childcare support and cultural tradition by a local community.

要 旨

母子健康手帳は、わが国において妊娠を届け出た人に渡される世界でも珍しい手帳である。本研究の問題関心は、母子健康手帳及びその副読本がもつ母子衛生管理といった医療的な役割ではない。むしろ、わが国において標準的な育児法を普及させてきた社会史的側面にある。

品田知美は、母子健康手帳の副読本を検討した結果、

1985年頃その育児法が転換されたと指摘している。ただし、なぜ1980年代半ばに、育児法が転換されたのかその変化の要因について明確にしている。

本稿の目的は、わが国において母子衛生行政が関与しながら育児法のスタンダードを形成してきた過程の一端を明らかにすることである。そのために、まず、母子健康手帳の変遷の過程を検討する。その上で、品田の言う育児法の転換が起きたのか、起きたとすればその要因は何かについて探ることにある。

本研究で検討した結果、国家が産育を管理するシステムは、戦中期に妊産婦に配布された「妊産婦手帳」においてすでに形成されていた。戦後、国による保健衛生管理システムの整備と科学的育児法の提供がなされていき、その結果、わが国では、乳児死亡率は世界有数の低さを誇り、その衛生水準は飛躍的に向上したことが示された。また、確かに品田の言うように、1985年頃は今日の育児の動向を示すふれあい重視が強調されていた。しかし、この年に品田の言う「子育て法革命」が起きたという確証は得られなかった。彼女の指摘した1985年は、母子健康手帳の副読本が改訂された年であったのである。

育児法が変化した要因の一つは、精神分析理論、小児科学理論、公衆衛生理論等の科学的理論の研究成果を反映したものであり、母子健康手帳において1960年前後からその変化が見られた。言うまでもなく、科学的な理論によってのみ育児法が左右されたわけではなく、子ども観、健康観、医療観など社会的政策的文化的条件の影響を受けていた。そしてそれは、国際保健機関等の国連機関を経て、グローバルに伝達されていったのである。

乳児死亡率の低下の一方で、科学的な育児法の普及による陥穽は、長い期間経験を積み重ねて実証されてきた日本の育児の知恵が切り離され、親の子育てに対する考え方、「しつけ」の伝承が希薄になり、育児の文化的価値が抜け落ちてしまったことである。今や、親だけでなく地域の諸施設は、ローカルな育児支援や文化的伝承を担う新しいスタイルを創造することが求められている。

はじめに

わが国において妊娠を届け出た女性に渡される世界でも珍しい母子健康手帳は、公的な母子衛生管理システムの一つとして定着している。しかし、この手帳がどのような意図でつくられ普及したのか、さらに、母子健康手帳に育児知識が掲載され、どのように変化していったのかについては余り知られていない。

現在用いられている母子健康手帳は、妊婦と胎児の健康審査の結果や発育の状況等について記録することができる。医療分野の先行研究によれば、乳児死亡率が2006年には2.6（出生1000人対）と世界最高水準となってい

ることから、母子健康手帳による保健管理システムは高く評価されている¹⁾。

本研究において母子健康手帳の変遷を取り上げるのは、こういったメディカルレコードの機能からではない。むしろ、母子健康手帳が親になる人へ育児知識の要点を伝えてきたことや育児日記となる記録欄を備え、育児知識の啓発に役立ってきた点にある。

1964年以降は、手帳とともに母子健康手帳の副読本が配布された。副読本は、財団法人母子研究会が発行しており、市町村の保健センターなどで行われる母親学級や育児学級において広く活用されている。副読本の編集委員は、母子愛育会総合母子保健センター所長や日本子ども家庭総合研究所所長といった著名な専門家である。

数多くの先行研究は、医療的立場や行政的立場から母子健康手帳の母子衛生上の成果及び医学的貢献を明らかにしている²⁾。これに比べて、母子健康手帳の社会史的研究は乏しいものの、品田知美、多田洋、五十嵐智子らの報告がある。

このうち品田知美は、その著『<子育て法>革命』（中公新書）において、1985年頃を境に、子育て法の大転換がおきたと指摘している。6冊の母子健康手帳の副読本を検討して彼女は、1980年代半ばに育児法が転換され、添い寝等を重視する子ども中心の育児法となったと述べ、これを「子育て法革命」と呼んだ。すなわち、1930年代～1970年代迄は、風習の子育てと科学的子育ての二重規範が存在したが、1980年代半ばに育児法が転換され、日本式の育児法が復活し「超日本式育児」の新基準となったという。品田によれば「超日本式育児」とは、「母親から労働という制約を取り除いたうえで風習の子育てを基本に小児医学の新潮流を混ぜ合わせたもの」である。不規則な授乳や添い寝を認める点は風習の育児に則り、スキンシップや子どもの欲求を重視する点で小児医学の新潮流にならうという育児法であると説明している³⁾。

しかし、彼女は副読本を主要な研究対象として、母子健康手帳の起源やその内容の変化の要因については余り言及していない。さらに「小児医学の新潮流にならう育児法」になったとしているが、それはどのような育児法を指すのかについては十分説明がなされていない。ここでは、「小児医学の新潮流」として、小児科医スブック博士の育児書が時代の潮流を作ったと述べるにとどまっている。そこで本研究では、副読本だけではなく母子健康手帳（2007年改訂迄）もあわせ、その起源や記載内容の変化の要因について検討したいと考えた。

本稿の目的は、わが国における母子健康手帳の変遷を通して、育児のスタンダードを形成してきた過程の一端を明らかにすることである。すなわち本研究は、第一に母子健康手帳の起源とその変遷において示されてきた育児法の変遷経過を明らかにする。第二に、1985年頃に育

児法の転換がなされたという品田知美の先行研究から、わが国の育児法の転換の時期とその要因を明らかにすることを意図している。

母子健康手帳における掲載内容から育児観や育児方法を読み取ることは困難性を伴うが、少ない項目とはいえ研究班によって十分論議された上で掲載されている。さらに、副読本に比べて手帳の利用頻度は高いことから、わが国の子育てのあり方に与えた影響は少なくない。本研究の意義は、母子健康手帳及びその副読本の変遷を検討することで、わが国の育児法の今後の動向とその背後にある陥穽を探ることにある。

なお、本稿における育児法とは、授乳、離乳、乳幼児の世話等の育児方法及び育児に対する考え方、育児観を指している。また、育児法のスタンダードとは、育児の基準や目安となるような専門家や母子保健衛生行政等が認めた育児法を指すものとして論を進める。

1. 国による母子衛生管理の起源と育児法の提供

—手帳の変遷から

(1) 出産登録と身体検査の接合—「妊産婦手帳」

母子健康手帳の源流は、戦中期に公布された妊産婦手帳にある。妊産婦手帳は、瀬木三雄（産婦人科医師）によって、ドイツの「妊婦健康記録自己携行制度」を参考に考案された。「妊婦健康記録自己携行制度」とは、ドイツの産科病院で配布されるムッターパス（母親手帳）とみられている⁴⁾。

わが国の妊産婦手帳は、妊娠した者に届け出を義務付ける世界初の妊婦登録制度を兼ねており、妊産婦手帳の創設の意図は、戦争遂行のための人的資源の確保がその背景にあった。1941年「人口政策確立要綱」が閣議決定され、出生増加の方策、多子家族への物資の優先配給、産院や乳児院の拡充、避妊墮胎等産児制限の禁止が定められた。翌42年7月、厚生省令をもって「妊産婦手帳規程」が公布されるとともに、「妊産婦手帳」が交付されるようになったのである⁵⁾。

「妊産婦手帳規程」には、手帳の交付対象者、目的、取得及び利用の方法が示された。それについて一部抜粋すれば、「第1条妊産婦（産後1年以内の者を含む）及乳児の保健指導其の他保護の徹底を図る為本令の定むる所に依り妊産婦に妊産婦手帳を交付す」「第4条妊娠したる者は速に左の事項を具し其の居住地を管轄する地方長官に妊娠届を為すべし」「第7条妊産婦は保健所、医師又は助産婦に就き力めて屢保健指導を浮くべし」「妊産婦は保健所、医師又は助産婦に診療、治療、保健指導又は分娩の介助等を受けたときはその都度妊産婦手帳に診察、治療又は保健指導の要領、新産児の体重、在胎月数等の記載を受くるべし保健婦に就き保健指導を受けたとき亦之に準ず」とある（以下略）⁶⁾。

要するに、妊産婦と乳児の高い死亡率を改善して流早

産を防止するために、妊娠届を地方長官に妊娠届を提出させ、妊産婦と乳児の保健指導と保護を徹底するとともに、健康診査を奨励するために妊産婦手帳が交付された。

「妊産婦手帳」は1枚を4つ折りにして手帳型にしたもので、保健指導や健康診査、出産の登録に用いらただけでなく、配給制度にも活用された。物資不足の時代に妊産婦手帳によって、妊産婦用の米の増配、出産用の脱脂綿、腹帯用の木綿、妊婦栄養費、ミルク、砂糖等が配給された⁷⁾。瀬木の記録によれば、妊産婦手帳に基づく妊娠届出数と出産申告数はそれぞれ、1942（昭和17）年、205万6千、114万7千、1945（昭和20）年163万2千、148万8千であった。人口動態統計ではこの間に約200万の出生数があり、少なくとも全妊婦の七割が妊娠の届出による妊産婦手帳の交付を受けたと見込まれている⁸⁾。物資不足による栄養不足が深刻化するなかで、妊産婦手帳によって育児食の配給がなされたことは国民のニーズにマッチしていたといえる。

妊産婦手帳を作成した瀬木は、それが「産めよ殖やせよ」の人口政策遂行を企図したものではなく、むしろ、戦時体制下、焦眉の課題である人口政策に呼応して、念願である母子衛生を手帳によって制度化したのだと述べている¹⁰⁾。「子ども家庭総合研究」厚生科学研究によれば、妊産婦手帳は、母性保護の目的で作成され、戦後は「『妊産婦手帳』と子どもを一緒にして生まれる前からの記録にしよう」という意図で「母子手帳」がつくられたことが明らかにされている¹¹⁾。

だが、「妊産婦手帳」の「妊産婦の心得」には、その第一条に、「丈夫ナ子ハ丈夫ナ母カラ生マレマス。妊娠中ノ養生ニ心ガケテ立派ナ子ヲ生ミオ國ニツクシマセウ」と記されている。周知の通りそれは、健民健兵策の「産めよ増やせよ」の延長上にあった⁹⁾。本研究で指摘できることは、妊産婦手帳は体力手帳と接合しており、1942年の改正国民体力法公布以降から乳児の健康診査がすでに企図されていたことである。すなわち、妊産婦手帳の最後の頁にある「出生申告書」を切り取って、提出すると、「体力手帳」が交付されるようになっていた。

「出生申告書について」には、次のように記載されている。「出産シタトキハ出生ノ場合デモ、流産又ハ死産ノ場合デモ此ノ裏面ノ申告書ヲ切り取ツテ所定ノ事項ヲ書イテ出産後十四日以内ニ届ケ出テ下サイ。出生ノ場合ニハ体力手帳ガ渡サレマス。」¹²⁾。要するに、妊産婦手帳は乳児に体力手帳を渡すツールだったのである。

「体力手帳」とは、1940（昭和15）年の「国民体力法」に定められた手帳であり、厚生省が発行する公文書であった¹³⁾。同年より、17歳から19歳の男子に身体検査を義務付けられ、徴兵検査としての体力検査の結果が体力手帳に記載された。翌年には、体力検査の開始年齢が、16歳に引き下げられ、さらに戦況が進んだ翌42年には、改正国民体力法が公布され、身体検査を義務とする対象

年齢が16歳以上26歳未満の男子に拡大されるとともに、1941（昭和16）年以降出生した乳幼児（1、2歳）に対しても体力検査及び保健指導を行うよう規定された¹⁴⁾。こうして、妊産婦手帳は、青年だけでなく乳幼児の体力検査と接続したのである。

（2）母子管理システム構築と育児法の提示—母子手帳の普及

戦後、連合軍司令部（GHQ）の指導により、母子衛生に配慮した福祉国家体制の構築にむけて歩み始めた。1947年3月、厚生省に児童局が新設され、そこで母子衛生課の課長となったのが先述の瀬木三雄であった。

同年12月児童福祉法が公布され、翌年1月に保健所法が施行される。児童福祉法第一条には「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という児童福祉の理念が示された。児童福祉法の理念に基づいて48年5月より、妊娠した者の届け出によって「母子手帳」が交付されるようになる。母子手帳は全24頁で、多胎児でも子ども一人につき一冊交付された。

同年8月、厚生省より「妊産婦保健指導要領」及び「乳幼児保健指導要領」が示され、保健所の医師、保健婦、助産婦が妊産婦や乳幼児に保健指導を行う体制がつけられた。さらに、同年9月、妊産婦、乳幼児の死亡率、罹患率の改善を目指して「母子衛生対策要綱」が都道府県に通達されて、母子衛生対策の基盤が整えられた。加えて家庭の経済的貧困にも目が向けられ、生活困窮者の保健指導に要する費用の代負担や妊産婦が経済的理由で入院助産を受けられない場合の助産施設への入所措置等による救済が児童福祉の制度として形になった。

この母子手帳のシステムは、戦前の妊産婦手帳の妊娠届出制の点では類似することから、その導入に意見の対立はなかったのだろうか。戦争の人的資源を確保した初代母子衛生課長の瀬木は、連合軍最高司令官総司令部（GHQ）の担当者として認識の相違について次のように述べている¹⁵⁾。GHQの母子衛生課ドクター・ナイト（小児科医 Doctor Night）から、母性衛生・小児衛生のガイドラインとしてアメリカ合衆国の原本「Maternal Health」を翻訳して通達するよう指令が来たときに、妊娠中毒症の妊婦の水の飲み方について意見が対立したという¹⁶⁾。さらに、日本の妊娠の届け出制について、GHQ担当官（ドクター・ナイト）は次のように指摘した。「妊娠というのは女性個人にとって最もプライベートでパーソナルなことなのに、何でわざわざオープンにして役所に届けなければならないのか」「アメリカの平均的女性の立場からすると、疑問だ」¹⁷⁾。このような意見の対立の背景には、戦後、わが国の医学教育がドイツ医学からアメリカ医学に変化したことがある。また、戸籍

に関する届け出義務は、出生、死亡、結婚、移動等の場合が一般的であったことがある。妊娠は人口動態に係る届け出の義務がなく、個人のプライバシーに係ることであった。

わが国で妊娠の届出による母子手帳交付制度がスムーズに受け入れられたのは、第一に、敗戦直後は乳児死亡率が高く、WHO加盟国の中で妊産婦死亡率も最も高いという母子衛生の深刻な問題があったことがある¹⁹⁾。第二に、戦前の妊産婦手帳によって妊娠の届出が義務付けられていたために、人々にそれに対する違和感がなく、母子手帳による健康管理をすることが官民一致する要求として受け入れられたのではないかと考える。また、戦後においても混乱期の生活物資の不足から、食糧の配給のために、「出産申告書」による「配給欄」が活用されていたために人々に浸透していたと言える¹⁸⁾。

母子手帳の構成は、1948年厚生省告示第26号に規定されている。項目を述べれば、「出生届出済証明書」、「妊婦の記事」、「出産申告書」、「お産の記事」、「産後の母の健康状態」、「こどもの記事」、「お産までの乳児の健康状態」、「学校へ行くまでの乳児の健康状態」、「配給の記事」、「乳幼児発育平均値」、「母子手帳について」（裏表紙）からなる。「母子手帳」はその使用方法について、「お母さんと赤ちゃんが学校に行くまでの間に医師、助産婦又は保健婦について診察、検査、予防接種、保健指導等を受けたときはその都度この手帳に書きいれてもらってください。」と説明されている。母子手帳の健康診査欄の記録を見れば、誕生から就学前までの乳幼児の発育や健康状態が一目瞭然となるフォームであった。

母子手帳は、3回の改正がなされた。第一次改正（1950）は、妊娠中の健康状態の記載欄を妊娠初期（梅毒血清反応、エックス線所見、ツベルクリン反応、腹部骨盤などの事項別記載欄）と妊娠後期（腹部、乳房、胎位等の記載欄）に分け、各々に記載欄を設けるものであった。これは、産科等の医療の進歩に伴う改訂である。

育児知識を掲載する「育児の心得」が登場したのは、この第一次改定からであった。資料1は、「育児の心得」（一部抜粋）である。資料1には、「正しい育児の知識」に従って子どもを育てることが重要であることが強調され、「正しい育児の知識を得るためには、保健所に相談したり、医師や保健婦に聞いたり、本を読んだりしましょう」と記されている。母子手帳における「正しい育児の知識」とは、医師や保健婦といった専門家や育児書の説く科学的垂直的な知識を指していた。資料1に示したように、独立心を育てるために添い寝を禁止し、衣服の着脱が1人でできることをめざす等、基本的な生活習慣を身につけることに重点が置かれていた。また、規則的な授乳法は、栄養や消化吸収面からではなく、規律を重視するための「しつけ」として提唱されていた。後述するように規則的な授乳法は、親に厳しさが求められ規律

に沿って育児をする米国のカルヴィニズムの影響があり²⁰⁾、ここでの「しつけ」は、伝統的なしつけとは一線を画していた。

戦後のわが国の育児書は、米国の母子衛生管理システムや出産育児指導の影響を強く受けている²¹⁾。これは、敗戦後、アメリカ連合国最高司令官総司令部（GHQ）公衆衛生福祉局（FHW）が、アメリカ合衆国のテキストを翻訳して母性衛生・小児衛生のガイドラインとして通達したことが影響している。例えば、第一次改定母子手帳には、母親学級の記入欄が加えられた。これは当時アメリカで盛んに展開されていた母親学級を日本に導入したものである。母親学級は、1949（昭和24）年6月、GHQ公衆衛生福祉局（FHW）の看護科助産婦担当のエニード・マチソン（Enid Mathison）の提唱によってはじめられた。彼女は、当時のわが国の家庭分娩を視察して、妊産婦教育の必要性を感じ、合衆国の助産学及び母子保健テキストを基に、わが国の助産婦の再教育を行った²²⁾。そのモデルを示す講義用テキストは、『母親学級—助産指導のしおり』（エニード・マチソン述、厚生省母子衛生編訳1949）であった。ここに母親学級の基盤が作られており、その影響は根強いものがあつた²³⁾。

「育児の心得」はわずかな記載ではあるものの、家族全体で育児をしていたことが透けて見える。「母親も父親も祖父母も、家族の人たちがみんな気を揃えて育てましょう。」と記されている。後述する60年代と比較して50年代の母子手帳は、母親だけに育児を限定していたわけではなかったことは看過されないものがある。

資料①「母子手帳」「育児の心得」（一部抜粋）1950年

「育児の心得 愛情と正しい知識とをもつて子どもを育てることが大切です。母親も父親も祖父母も、家族の人たちがみんな気を揃えて育てましょう。正しい育児の知識を得るためには、保健所に相談したり、医師や保健婦に聞いたり、本を読んだりしましょう。

1. 順調な発育 は健康のしるしです。こころとからだの発達に注意しましょう。

イ. 体重は生後4箇月で生まれた時の2倍、1箇年で3倍になります。

ロ. 首は3.4箇月ごろまでにすわり、お坐りは、6.7箇月頃、ことばは1箇年前後、あんよは1年2.3カ月頃から始まるのが普通です。

2. 健康相談 からだとこころの発達が順調かどうか、からだが丈夫か弱いか、栄養やしつけや育て方などの問題について保健所または医師・歯科医師・保健婦・栄養師等に定期的に相談し、指導を受け、この手帳に記入してもらいましょう。

3. 栄養 こどもが立派に発育するには、正しい栄養が必要です。

イ. 母乳第一 離乳までは、できるだけ母乳で育てることが大切です。母乳をたくさん出すためには、母親は十分に栄養をとり、適度に休養することが必要です。

ロ. 人工栄養 母乳がでない時やたりない時は、牛乳や乳製品で育てます。

このときは、乳児の月数によつてうすめ方の加減をしたり、ビタミンやその他のたりない栄養分を加えなければなりませんし、消毒などの注意もいりますから、必ず保健所又は医師・保健婦・栄養士等の指導を受けてください。

4. 養護

イ. 清潔 こどもはできるだけ毎日入浴させて、体を清潔にすることが必要です。」(略)

ロ. 新鮮な空気 (略)

ハ. 日光浴 (略)

5. しつけ 正しいしつけは、子どもの将来のためにも、まわりのもののためにも大切です。しつけは、ごく身近のことからはじめます。

イ. そいねのくせは、母子ともに安眠できませんからやめましょう。ひとりでねるくせをつけると、目が覚めても、一人でよく遊んでいるようになります。

ロ. 大体きまった時間に十分にお乳を飲ませましょう。その間に泣いたら、お湯か番茶を与えることはよいことです。離乳を始めたら、好き嫌がなく何でも食べるようにしつけましょう。

ハ. 子どもが泣いたら、よく原因を確かめましょう。泣いたからといって、すぐお乳を与えたり、抱いたり、おぶったりするのはよくないことです。

ニ. 子どものひとり遊びは大切です。1才半を過ぎたら、お友達と遊ばせましょう。絵本や玩具を与えるにも良く考えることが大切です。大人ばかりのお相手や、大人が子どもをおもちゃにすることはいけません。

ホ. 食べることも、きることも、そのほかのことも一人でできるようにしむけましょう。例えば、子どもがころんでも自分で起きるように。

ヘ. 親を困らせるようなこと、例えば泣き虫、わがまま、引っ込み思案などは、家族の扱い方が悪かったためによく起ります。子どもを叱ることは、むずかしいことです。叱るよりも導くようにしたいものです。

6. 病気の予防

イ. お腹の病気 こどもはお腹をこわしやすく、また疫痢や赤痢にかかりやすいものです。離乳期や夏は特に注意しましょう。(略)

- ロ. 呼吸器の病気 (略)
- ハ. 小児の伝染病 (略)
- 7. 予防接種 (略)
- 8. 歯の衛生 (略)
- 9. こどもを育てる のにお困りの方は、福祉事務所・児童相談所或いは社会福祉主事・児童福祉司または児童委員に相談してください。必要の場合は、乳児院・里親・保育所・虚弱児施設し体不自由児施設等に入ってお世話をしたり、その他の適当な方法を教えてください。

続く母子手帳の第二次改正(1953年)では、児童の権利保障の観点と母子衛生及び発達の科学的進展が盛り込まれた。戦前より続いていた「出生申告書」と「配給欄」が削除され、「出生証明書」と「児童憲章」が新設された。また、「妊産婦の心得」という項目が復活²⁴⁾、さらに妊産婦の歯の衛生の指導を充実させるとともに、乳幼児については発達の視点が加えられた。乳幼児の発達段階ごとに健康状態を記載する頁を設け、発育の標準値(表とグラフ)、精神運動機能の発達状況、予防接種の記載欄が掲載されるようになっている。

さらに、第三次改定(1956年)になると、表紙の県を都道府県(市)名に改め、平均値の改正をするとともに、保健所長宛ての「未熟児出生届出票」を加えて、保健婦(当時)による家庭に向けた「新生児訪問指導」が整えられた。母子手帳に「未熟児」の出生報告の「はがき」が付けられたため、未熟児の所在が明確になる。これにより保健婦による家庭への新生児訪問指導が軌道に乗ったといわれている²⁵⁾。

母子手帳には、このように母子衛生管理の徹底を意図して改訂が重ねられ、専門家である医師、保健婦、助産婦による発育発達の記録がなされた。他方では、保護者のために設けられた簡単な発達の記録は、親の標準的な発達の理解に役立った。例えば、発達の記録は、4か月に首がすわったか、6か月に寝返りができたか等について保護者が記録して、検診時に医師や保健師に提出する。それによって、「精神運動機能の発達」の標準を母親が理解し、わが子の発達の段階を確認する。標準的な身長体重の平均値と測定値を比較することで、わが子の成長の様子を親が判断することができるようになったのである。

1950年代の改訂で全36頁となった母子手帳は、「育児の心得」と「妊産婦の心得」の二つを柱にした育児知識と母子衛生の知識を盛り込んだ。母子手帳の改訂は、母子衛生体制が整えられた軌跡でもある。先行研究で示されているように、その結果として戦後の乳児死亡率は、1940年80.0(出生1000対)、1947年76.7(出生1000対)、1950年60.1(出生1000対)となり、1965年には18.5にま

で減少した。

1960年代になると三歳児検診が始まり、「三歳児」が重要な時期として社会的に注目された。1961年第一次池田内閣の「人づくり政策」のもとで、三歳児検診健康審査が開始されたのと軌を一にして、母子手帳に三歳児検診の結果の記載欄が設けられている。三歳児は発達の節目をみる重要な時期として、手帳を用いて歯科及び精神発達等の検査、性格、習癖、予防接種実施状況の確認がなされた。こうして身体的な成長発達に加えて子どもの性格や習癖に関する育児情報が手帳に新たに付け加えられるようになった。

他方、「母子手帳」は、それだけでなく、施設分娩を普及させた。「妊産婦の心得」の「病気」の項に、「母体や胎児に異常があったり、前のお産が重かったり、又はその他の事情で自宅でお産をするのが不適當な場合は、なるべく助産施設をご利用になると便利です」と施設分娩を推奨する。当時の出産場所の推移をみると1950年は、自宅分娩率は95.2%とほとんどが自宅で出産していたが、1960年代には自宅分娩と施設内分娩が各々半数ずつとなる。1980年にいたってこれは逆転し、施設内分娩が99.5%になっている。表裏一体に産育の医学的管理が浸透し、経験的育児や産育の風習の継承が薄れていったのである。

(3) 「母子手帳」の育児法と農村向け育児情報

経験の育児に頼ってきた日本の農村に向けて、「母子手帳」はどのように紹介され、また育児知識が啓発されたのだろうか。

大正末期から発刊されてきた農村向けの雑誌『家の光』をみよう。1964年7月に、「配給制度はない」ものの「健康管理のために母子手帳を利用しましょう」とその活用を奨励している。また、母子手帳の「記録が、お産のときや新生児の診察のときに役立ちます(略)赤ちゃんに異状があってもなくても、小児科専門のお医者さんか保健所、近くにいなければ、内科、産科のお医者さんに、育児相談をしましょう」と専門家による育児を重視するよう説いていた²⁶⁾。すなわち、『家の光』においても、母子手帳は、自宅分娩が多い農村に向けて、妊産婦検診を奨励し、医師による出産管理を奨励していた。

表1は、母子手帳の記載内容と農村向けの『家の光』記事を比較したものである。『家の光』(1964年)「特集赤ちゃんの育て方」において今村栄一は、授乳法について次のように述べている。授乳の「回数 生まれて間もなくの赤ちゃんには、(略)赤ちゃんの要求にそって、一日何回と決めることなく、そのたびにあたえます。二十日を過ぎると(略)三時間おき、一日六回、または四時間おき、一日五回となりますが、人によって異なります。これにより少し回数が多くても少なくても、また夜の授乳があってもなくても、よいのです。形式的に親

表1 母子健康手帳の育児関連の記述内容の変化(その1)									
脚注・改正	手帳・「副読本」	母乳主義	母乳/断乳	授乳リズム	添い寝	抱く(かまう)	排泄のしつけ	その他(夜泣きなど)	母親と仕事(家族)
1942	妊産婦手帳								お国のために立派な子どもを生みましよう(妊産婦の心得より)
1947									
1950	母子手帳	母乳第一 母親は十分栄養をとって休養。	母乳食4.5ヶ月に満たないうちに断乳を止め、母乳を断乳する。	授乳リズムを10分おきに決まらせない。	添い寝は、ひとりで寝る習慣をつける。	泣いたからと泣いて泣く遊びはよく遊ぶ。	「しつけの綱」に記載されている内容	家族を困らせるようなことをするのは家族の扱いは悪い。叱るより導くように。	愛情と正しい知識をもつて子どもを育てる…母親も父親も祖父祖母も気を配って育児を。
1956									
1964	「副読本」	赤ちゃんにとって一番よい栄養は母乳。心の結びつきが始まる。	母乳は4.5ヶ月に満たないうちに断乳を止め、母乳を断乳する。	泣いたからと泣いて泣く遊びはよく遊ぶ。	添い寝は、ひとりで寝る習慣をつける。	泣いたからと泣いて泣く遊びはよく遊ぶ。	「しつけの綱」に記載されている内容	家族を困らせるようなことをするのは家族の扱いは悪い。叱るより導くように。	愛情と正しい知識をもつて子どもを育てる…母親も父親も祖父祖母も気を配って育児を。
1964	「家の光」7月特集 赤ちゃんの育て方	母乳がよい理由…死亡率が少なく重い消化不良にかかると、心も不安になる。母乳が確かならなければなりません。	母乳は4.5ヶ月に満たないうちに断乳を止め、母乳を断乳する。	泣いたからと泣いて泣く遊びはよく遊ぶ。	添い寝は、ひとりで寝る習慣をつける。	泣いたからと泣いて泣く遊びはよく遊ぶ。	「しつけの綱」に記載されている内容	家族を困らせるようなことをするのは家族の扱いは悪い。叱るより導くように。	愛情と正しい知識をもつて子どもを育てる…母親も父親も祖父祖母も気を配って育児を。
1966	「副読本」	母乳で育てましょう。心の結びつきが始まる。	母乳は4.5ヶ月に満たないうちに断乳を止め、母乳を断乳する。	泣いたからと泣いて泣く遊びはよく遊ぶ。	添い寝は、ひとりで寝る習慣をつける。	泣いたからと泣いて泣く遊びはよく遊ぶ。	「しつけの綱」に記載されている内容	家族を困らせるようなことをするのは家族の扱いは悪い。叱るより導くように。	愛情と正しい知識をもつて子どもを育てる…母親も父親も祖父祖母も気を配って育児を。
1966	母子健康手帳 (71年版47頁)	母乳は赤ちゃんのために最も優れた栄養です。できるだけ母乳を育てよう。…母乳は赤ちゃんの健康をまもるために大切なことです。	母乳は4.5ヶ月に満たないうちに断乳を止め、母乳を断乳する。	泣いたからと泣いて泣く遊びはよく遊ぶ。	添い寝は、ひとりで寝る習慣をつける。	泣いたからと泣いて泣く遊びはよく遊ぶ。	「しつけの綱」に記載されている内容	家族を困らせるようなことをするのは家族の扱いは悪い。叱るより導くように。	愛情と正しい知識をもつて子どもを育てる…母親も父親も祖父祖母も気を配って育児を。
1968	「副読本」	小さいうちは、できるだけ母乳で育てましょう。	母乳は4.5ヶ月に満たないうちに断乳を止め、母乳を断乳する。	泣いたからと泣いて泣く遊びはよく遊ぶ。	添い寝は、ひとりで寝る習慣をつける。	泣いたからと泣いて泣く遊びはよく遊ぶ。	「しつけの綱」に記載されている内容	家族を困らせるようなことをするのは家族の扱いは悪い。叱るより導くように。	愛情と正しい知識をもつて子どもを育てる…母親も父親も祖父祖母も気を配って育児を。
76(全面)77・80・81・87	母子健康手帳	新生児には母乳が第一です	母乳は4.5ヶ月に満たないうちに断乳を止め、母乳を断乳する。	泣いたからと泣いて泣く遊びはよく遊ぶ。	添い寝は、ひとりで寝る習慣をつける。	泣いたからと泣いて泣く遊びはよく遊ぶ。	「しつけの綱」に記載されている内容	家族を困らせるようなことをするのは家族の扱いは悪い。叱るより導くように。	愛情と正しい知識をもつて子どもを育てる…母親も父親も祖父祖母も気を配って育児を。

がおしつけるのではなく、その赤ちゃんの持っているリズムを見つけて、ひとりでこのような回数がきまってくるのがよいのです。」(傍点筆者)と述べている²⁷⁾。

1980年代半ばに赤ちゃん主体の自律授乳法に転換されたとする先行研究に対して、60年代の『家の光』に早くもこのような柔軟な授乳法の記載があったことは注目に値する。実は、農村においては、大人の仕事の都合に合わせて不規則な授乳法をとることが多かったため、子どもの生活リズムに合わせるように喚起されたのである。

『家の光』では、都市向けの育児法をそのまま導入するのではなく、農村の生活実態にみあうような育児法にして紹介されることが少なくなかった。例えば、労働を常態とする農家の農繁期に、乳児を一人で家に置くときの注意が記されている。また、戦後も50年代前半までは育児風習が根強いために、乳児の髪を剃る等の慣習への注意が記載された。このような『家の光』の記載からみると、1950年代の母子手帳が示した規則的な授乳法などの育児法のスタンダードに、農村庶民が必ずしも従っていたわけではなかったことが想定される。

なお、農村の高い乳児死亡率への配慮として、母子手帳と同様に『家の光』においても母乳育児を一貫して推奨している。それは、母乳が死亡率を低下させ、消化不良も少なくすることを理由として掲げていた。しかしその一方で今村栄一は、『家の光』において次のように粉ミルクを勧めている。「粉ミルクは、調乳に手間もはぶけるし、赤ちゃんの体に合うように工夫されているので、少し割高ですが、人工栄養の中では、最も便利です」²⁸⁾。母親に母乳が分泌されない場合、農村では粉ミルクの購入は難しく、米粉などの栄養価の低い代替乳が用いられることが少なくなかった。戦前『家の光』の「健康相談」欄及び戦後1950年代半ば迄の「育児相談」の読者投稿をみると、この代替乳のために、栄養不良の下痢や発育不良が起きていたことが窺える²⁹⁾。母乳育児が多い農村であっても、母乳が分泌されない場合は、「育児相談」にみるように人工栄養児の栄養失調に対する手だてを必要としていた。『家の光』における育児法は、農村向け育児情報のほんの一例に過ぎない。とはいえ、母子手帳に示された規則的授乳等の育児法が、標準的な知識として浸透していたとは言えず、農村地域の実態に合わせて修正されなければならない状況がまだあったということではある。

2. 母子健康手帳における育児法スタンダードの形成

(1) 母子健康手帳—「しつけ」・規則的授乳法の削除と「育児のしおり」の復活

1965年、母子保健法が制定されたことに伴い、母子手帳は母子健康手帳と名称変更された。母子保健法第16条に「市町村は、妊娠した者の届け出に対して、母子健康手帳を交付しなければならない」と規定され、1966年、

厚生省告示第236号により母子健康手帳が公布されるようになった。

母子保健法の目的は、第一条に記されている。「この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医務その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする」。すなわち、母子保健法は、児童福祉法に基づき行われてきた母子保健施策を独立させ、母子保健の向上を目的として成立した。さらに、第4条には、「母性は、みずからすすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。第2項 乳児又は幼児の保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深めなければならない」³⁰⁾とある。これにより、次の世代を生き育てるために、保護者が自主的に育児知識を理解するよう規定された。

母子健康手帳の内容構成は、「妊婦・子の保護者の氏名・居住地記載欄」「出生届出済証明欄」「母となるまでの心がまえ」「妊婦の記事・諸検査・計測の成績」「妊娠中の経過」「出産の状態」「出産時の児の状態」「産後の母体の栄養のとり方」「新生児についての注意」「新生児晩期の経過」「乳児期の経過」「幼児期の経過」「乳児期・幼児期の健康審査記事」「母と子の歯の健康の注意」「お母さんの歯の状態」「乳児期・幼児期の歯の状態」「予防接種の記録」「精神と運動機能の発達」「乳幼児身体発育値」「予備欄」(傍点筆者)からなる。母子衛生管理を網羅して全46頁となるとともに、「母」という表記が増えたのが特徴である。

「育児の心得」は、母親の記録欄の下にメモ程度に掲載されている。母子手帳では、規則的授乳法の奨励、添い寝の禁止、抱き癖への注意が「しつけ」として掲載されてきた。しかし母子健康手帳においては、それは削除されていた。また、母子健康手帳は、母子手帳と比べて、妊娠の経過や出産の様子、子どもの成長や発達、予防接種の記録欄にみるように、医療の高度化に伴い、より詳細に医学的記録がなされるようになった。

母子健康手帳は、1～10年間隔で2010年までに17回の改訂がなされた³¹⁾。このうち大幅に改訂された年は、1976(昭和51)年、1992(平成4)年、2002年(平成17)年である。この大幅改定にあたっては、厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)の研究班による事前検討がなされた。すなわち、最新の医学研究や母子健康手帳の利用状況調査や乳幼児の身体発育調査結果等に基づいて改訂されたのである。

初めての全面改訂は、1976(昭和51)年に行われた。それは、内藤寿七郎らの1973(昭和48)年「母子健康手帳の活用に関する研究班」による検討に基づくものであった。まず、研究班は「母子健康手帳 試案」を作成し

（第一報）、次にその母子健康手帳の試案を現場で実際に使用して、その意見を反映させて改正されている。これについては、「母子健康手帳改定案の現場での検討と完成」（第二報）にまとめられている³²⁾。現在使用している母子健康手帳の医学的記録欄の原型は、この時の愛育研究所関係者を中心とした研究班によるこの全面改正を受けて完成したものである。

母子健康手帳は、母子手帳と異なる7つの変更がなされた。第一に、妊娠中の体重記入欄、予備欄（空欄）に母親がそれを自由に書き込めるようにした。第二に、子どもの健康審査（1カ月、3～4カ月等）に合わせて発育障害などの早期発見に役立つよう質問形式で「保護者の記録」欄を設けた。第三に、身体発育は、平均値ではなくパーセンタイル値で示された。第四に、妊娠出産育児に関する指導記事の充実と母乳栄養の重要性を強調した。第五に、「妊婦と職業と環境」欄を新設した。第六は、「妊娠中と産後の体重の変化の記録」を新設した。第七に、「主な母子医療の補助制度」の記載の新設を行ったことである。専門家だけの記載内容ではなく、第一、第二については親の記載箇所を設けた。記載欄の幅は専門家を中心としながらも、やや親による記載が増え、その子育てが汲み取られるようになった。

育児法の啓発に一層力を入れたのは、1992年度版の母子健康手帳からである。育児知識を掲載する「育児の心得」は「育児のしおり」にリニューアルされる。また、三色刷りの全73頁となった。

現在使用されている母子健康手帳は2002年の改訂で原型が作られている。それは、1999（平成11）年の巷野悟郎らによる（日暮真研究主任代表）「母子健康手帳の評価とさらなる活用に関する調査」に基づいて改訂された。調査対象者の母子健康手帳の既読率・記入率は9割5厘以上に上り、調査者全体の約2/3以上が医療機関に母子健康手帳を持参した。しかし、手帳の記載内容を見ると妊娠、出産、育児と経過するにつれて親の記入割合が漸減していた。また、調査結果にみる親の要望は、もっと育児情報を増やしてほしいということと、父親の育児に関する記載の必要性が母親の側から指摘されたことであった³³⁾。

この調査研究の結果、母子健康手帳（2002年版）以降、「育児のしおり」はカラー刷りになるとともに、頁数も全92頁と紙幅を広げた。さらに、母親への育児主体の奨励だけでなく、父親の育児参加も盛り込まれた。なお、父親の育児参加は、政策として推進されたことでもあった。例えば、この改訂の前に厚生省（当時）は「育児をしない男を父親とは呼ばない」というテレビコマーシャルを流し、父親の育児のキャンペーンを展開した。この背景には、母親の育児負担感を軽減するという国の少子化対策があった。

（2）育児法の転換の時期

はじめに述べたように1964年以降2002年迄の6冊の母子健康手帳の副読本を検討した品田知美は、1980年半ばに育児法が転換されたと指摘した。また、その育児法の特徴を次のように述べている。1985年版の副読本は64年と比較して180度変化した。すなわち、85年版からそれまで奨励されていた「規則的授乳」という言葉が削除され、64年の副読本では否定されていた添い寝が、1885年の改定で肯定に転じた。つまり、母親が規則的に授乳したり、母親が主体的に母乳を断つという方法ではなく、子ども主体に授乳する時期や期間を決めるというように大転換されたと指摘した。そして専門家の育児法が、1980年代半ばに親主導の育児から子ども中心の指導になるとともに、ふれあい重視に転換されたと主張したのである。その論拠に、スポックや松田道雄の育児書も若干の記載の相違はあるものの、母子健康手帳副読本と同様に、子ども主体のふれあい重視になったことを指摘している。

では、品田が指摘しているように1980年代半ばに育児法が転換されたのだろうか。表1に示したように、確かに1985年の母子健康手帳副読本の内容は、規則的授乳の見直しや添い寝の奨励、1才から1才半までのゆるやかな離乳を説くなど、記載内容が子ども本位に転換されており、ふれあい重視の記載となっている。

しかしながら、母子健康手帳そのものに目を転じると、表1～2に示すように、1966（昭和41）年の交付において、あれだけ喚起した規則的授乳法等を記した「しつけ」の項目がすでに削除されていたのである。表1（グレー部分）に示した母子手帳記載の「育児の心得」の記載は、母子健康手帳において最も変化した個所である。すなわち、母子手帳から母子健康手帳に名称を変えた時点で、「育児の心得」における「しつけ」に記載のあった規則的授乳法（時間を決める授乳）、添い寝の禁止、抱き癖の注意に関する記載に限って削除されていたのである。

そこから看取されることは、子ども主体の育児への転換は、すでに1966年の母子健康手帳誕生時にその傾向が示されていたことである。

表1～表3において母子健康手帳と副読本の両方の改訂において、育児がどのように記載されていたかを改めてみた結果、母子健康手帳は、副読本の大改訂より先に改訂が加えられていることがわかる。すなわち、1976年の母子健康手帳の大幅な改訂では、しつけ欄以外の育児知識に関する「育児の心得」の欄までもが完全に削除されている。そしてこれ以降、育児知識やしつけが全く記載されない状態がしばらく続いた。

では、なぜ1976年の改定で母子健康手帳から「育児の心得」が完全に削除されていたのだろうか。76年改定でそれが削除されたのは、73年に編成された内藤寿七郎ら

の1973（昭和48）年「母子健康手帳の活用に関する研究班」が作成した「母子健康手帳 試案」の研究結果を受けたものであった³⁴）。研究班が試案の段階で「育児の心得」を削除した要因を、当時の研究班研究員の一人であった母子愛育研究所第三部の羽室俊子氏に直接尋ねてみた。その結果、削除の理由は「わからない」とされながらも、母子健康手帳において、親への発育発達の質問事項が増えたために全体のスペースが制約され、掲載が難しくなったのではなかったかということであった。なるほど、当時の研究班の報告書には、母子健康手帳としての性格から「母子健康手帳の大きさや頁数をいちじる

しく増加させることは望ましくない」と会議録に記されている³⁵）。

従って、紙面が制約されたために、「育児の心得」が削除されたという仮説も成り立つことになる。しかし、それは確証を得られたわけではない。

確かに言えることは、副読本は、1964年配布開始よりしばらく改訂がなされず、大幅改訂がなされたのが、1985年であったことである。品田が主要な研究対象とした副読本は、85年の大改訂の結果として、その内容に大幅な修正が加えられたのである。

表2 母子健康手帳(妊産婦手帳・母子手帳)の育児関連の記述内容の変化(その2)									
制度改正 (全画)	手帳・「副読本」 「副読本」	母乳主義	母乳/断乳	授乳リズム	添い寝	抱く(かまう)	排泄のしつけ	その他	母親と仕事 (家族)
1985 (全画)	「副読本」	母乳で育てるために妊産婦から準備する。母乳が母子双方の精神的にも一番よい栄養。	母乳食だいたい5か月から始める。母乳が母子双方の精神的にも一番よい栄養。	3-4時間おきに飲ませなければいけない。1ヶ月すきると母乳が不足する。	母子のスキンシップの機会にもなるので良いこと。首が据わる前は窒息事故に注意。	抱きかかるとはなさない。抱きかかるとはなさない。抱きかかるとはなさない。	こどもによって差があるが、1才半~2才ころから予告できるようになる。このころからしつける。	夜泣きには様々な原因がある。お母さんがそばにいてあげると落ち着いて眠る。生活リズムを整えるとそのうちなおる。	仕事から帰ったら、赤ちゃんとのふれあいをいちばんに預ける場合、信頼のある人間関係が大切。
1992	母子健康手帳 (73頁三色刷)	母乳のすすめ 赤ちゃんに一番適している栄養は母乳。母乳が母子双方の精神的にも一番よい栄養。	母乳のすすめ 母乳を始めるのは5ヶ月頃。母乳をやめることを断乳といいますが、満一歳になる頃が、一応の目安です。	(時間の記載なし)おなかがいっぱいではない。1ヶ月すきると母乳が不足する。	(添い寝の記載なし)赤ちゃんは個人差が大きい。赤ちゃんの赤ちゃんと一緒に寝かせる場合は、赤ちゃんの呼吸が止まるのを防ぐ。	「育児のしおり」(乳児~6歳まで記載6P) (1~2ヶ月)この時期には、赤ちゃんはお母さんに抱かれると安心して泣きやみませう。抱きかかるとはなさない。抱きかかるとはなさない。	3歳頃 好き嫌い、自己主張、自分本意的な要求に対して、一方的に拒否しないで目を傾け、その上でけじめのある対応を適切に履きつけていく。	○お父さんもお母さんもお互いに協力して子育てしてください。保健所では電話相談も受け付けています。 ○「出産育児一時金」に関する法律	○心配な時は遠慮せず医師や保健所に相談してください。保健所では電話相談も受け付けています。 ○「出産育児一時金」に関する法律
1999	「副読本」	母乳で育てるために妊産婦から準備する。母乳が母子双方の精神的にも一番よい栄養。	母乳を始めるのは5ヶ月頃。母乳をやめることを断乳といいますが、満一歳になる頃が、一応の目安です。	3-4時間おきに飲ませなければいけない。1ヶ月すきると母乳が不足する。	母子のスキンシップの機会にもなるので良いこと。首が据わる前は窒息事故に注意。	抱きかかるとはなさない。抱きかかるとはなさない。抱きかかるとはなさない。	こどもによって差があるが、1才半~2才ころから予告できるようになる。このころからしつける。	夜泣きには様々な原因がある。お母さんがそばにいてあげると落ち着いて眠る。生活リズムを整えるとそのうちなおる。	仕事から帰ったら、赤ちゃんとのふれあいをいちばんに預ける場合、信頼のある人間関係が大切。
2001	「副読本」	母乳で育てるために妊産婦から準備する。母乳が母子双方の精神的にも一番よい栄養。	母乳を始めるのは5ヶ月頃。母乳をやめることを断乳といいますが、満一歳になる頃が、一応の目安です。	3-4時間おきに飲ませなければいけない。1ヶ月すきると母乳が不足する。	母子のスキンシップの機会にもなるので良いこと。首が据わる前は窒息事故に注意。	抱きかかるとはなさない。抱きかかるとはなさない。抱きかかるとはなさない。	1才半ごろから教える子も出てくる。おむつはしつけられるもの。	夜泣きには様々な原因がある。お母さんがそばにいてあげると落ち着いて眠る。生活リズムを整えるとそのうちなおる。	仕事から帰ったら、赤ちゃんとのふれあいをいちばんに預ける場合、信頼のある人間関係が大切。
2002	母子健康手帳 (92頁カラー)	赤ちゃんに一番適している栄養は母乳。母乳が母子双方の精神的にも一番よい栄養。	母乳を始めるのは5ヶ月頃。母乳をやめることを断乳といいますが、満一歳になる頃が、一応の目安です。	3-4時間おきに飲ませなければいけない。1ヶ月すきると母乳が不足する。	母子のスキンシップの機会にもなるので良いこと。首が据わる前は窒息事故に注意。	泣きやまない時はだっこしてあげよう。抱きかかるとはなさない。抱きかかるとはなさない。	2歳頃 おむつは教える子も出てくる。おむつはしつけられるもの。	夜泣きには様々な原因がある。お母さんがそばにいてあげると落ち着いて眠る。生活リズムを整えるとそのうちなおる。	仕事から帰ったら、赤ちゃんとのふれあいをいちばんに預ける場合、信頼のある人間関係が大切。
2005	「副読本」	赤ちゃんにとっても一番よい栄養は母乳。母乳が母子双方の精神的にも一番よい栄養。	母乳を始めるのは5ヶ月頃。母乳をやめることを断乳といいますが、満一歳になる頃が、一応の目安です。	3-4時間おきに飲ませなければいけない。1ヶ月すきると母乳が不足する。	母子のスキンシップの機会にもなるので良いこと。首が据わる前は窒息事故に注意。	泣きやまない時はだっこしてあげよう。抱きかかるとはなさない。抱きかかるとはなさない。	1才半ごろから教える子も出てくる。おむつはしつけられるもの。	夜泣きには様々な原因がある。お母さんがそばにいてあげると落ち着いて眠る。生活リズムを整えるとそのうちなおる。	仕事から帰ったら、赤ちゃんとのふれあいをいちばんに預ける場合、信頼のある人間関係が大切。

表3 母子健康手帳と関連施策背景					
年	手帳	概要	副読本	母子保健保育施策他	WHO・新公衆衛生運動
○1942	○「妊産婦手帳」	特別配給制。世界初の妊産婦登録制度		1937母子保護法公布・保健所法公布、1938厚生省誕生	1948ニューヨークでWHO憲章承認・ジュネーブ第1回世界保健総会開催
○1947	○「母子手帳」	妊産婦手帳＋出生児の記録、乳幼児期の健康状態、乳幼児発育平均		1947児童福祉法公布・1948保健所法施行	
○1950 ・1953	○改訂	1950「育児の心得」新設・1953児童憲章前文記載「育児の心得」記事の充実・新生児についての注意と新生児の記事新設		1951児童憲章公布(児童福祉思想普及)	
				1958児童福祉法改正(未熟児医療・訪問指導制度創設)厚生省母子健康センター設置(農山村での施設内分娩促進)文部省研究班「離乳基本案」発表	
1960		乳幼児発育調査開始、10年毎改訂			
◎1964			◎配布開始	1964中央児童福祉審議会「母子保健福祉施策の体系化と積極的な推進について」中間報告	
○1965	○「母子健康手帳」	妊産婦と乳幼児の健診妊娠経過、母性保護、出産の様子、子供の成長や発達、予防接種の記録、妊産婦の記事を「母となるまでの心構え」で梅毒結核記述削除、未熟児追加。「妊産婦の栄養の取り方」ページ新設		1965母子保健法制定、初の国立小児病院開設・保育所保育指針発表	
				1973「母子健康手帳の活用に関する研究班」(班長内藤寿七郎日本総合愛育研究所副所長(当時))	1974年「乳児栄養と母乳栄養」の決議
				1975厚生省、母乳哺育を国民運動として展開※1	1978アルマアタ宣言
					1979WHO勧告妊娠週数表示統一
○1976	○全面改訂	妊娠中の経過欄週表示			1981「西暦2000年までにすべての人に健康を」
		1979WHO勧告に基づき妊娠週数表示を他の部分も手直し			
				1985WHO(世界保健機構)ヨーロッパとアメリカの地域事務局合同「出産における適切な医療技術のためのWHOコンセンサス会議」翌年「産後における適切な医療技術のためのWHOコンセンサス会議」	
1985			1985全面改訂		
1989				1989年12月中央児童福祉審議会母子保健対策部会「新しい時代の母子保健を考える研究会」報告会※2幼稚園教育要領改訂	1986年オタワ宣言 Healthy City
				1990年10月「これからの母子医療に関する検討会」設置・保育所保育指針改訂①指導から援助へ②環境による保育	1989年3/14WHO/UNICEF「母乳栄養のための十か条」
○1991	○一部改訂	手帳交付、市町村に移譲		1991年6月検討会中間報告※3、5月厚生省「母子健康手帳の改訂に関する委員会」(委員長平山宗弘日本愛育研究所長)「育児のしおり」新設、5月育児休業等に関する法律公布	1991年7月Baby Friendly Hospital:BFH認定
				1994施行文部、厚生、労働、建設4大臣合意エンゼルプラン・1994地域保健法(保健所法改正)公布・1995改訂「離乳の基本」離乳完了期12-15ヶ月	1995「疾病構造の両極化」WHO世界保健報告
1998				幼稚園教育要領改訂	新公衆衛生運動の新展開
1999				保育所保育指針改訂「父親の育児参加キャンペーン」12	
2000				児童虐待の防止などに関する法律(5月公布11月施行)6大臣合意新エンゼルプラン施行	
○2002				9「少子化対策プラスワン」厚生労働省	
2003	○大幅改訂	4月手帳から「断乳」の文字消失		7「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」成立	
2007	一部改定	育児不安に起因する虐待の未然防止のための記述の充実(4p)、赤ちゃんの異常の記述具体的に。おしゃぶりの弊害。プレネイタルビジット、妊婦の健康診査、歯の健康診査の充実			

3. 育児法転換の背景とその要因

(1) 育児理論の転換

品田の指摘のように育児法が変化していることは、母子健康手帳及びその副読本の検討において認められる。ここでは、1950年代末から今日までの母子健康手帳（母子手帳）における育児法の記載内容の変化の要因について若干の検討を加えたい。

すでに述べたように、敗戦後の母子衛生管理システムはGHQの指導によって構築された。したがって、わが国の授乳などの育児方法はアメリカの影響を受けたことは否定できない。そこで、戦後のアメリカの育児法に影響を与えた子ども観の変化について、短くふれておく。

ヴォルフエンシュタイン（Wolfenstein, M）は、アメリカ合衆国労働児童局発行『インファント・ケア』誌の1914年版と1942年版を比較検討した。その結果、アメリカの子ども観や親という概念が変化したことを明らかにしている³⁶⁾。19世紀から20世紀初頭のアメリカは、キリスト教のカルヴィニズムの強い影響を受け、厳格なしつけが支持された。規律に従って自己欲求を抑制する厳しいしつけが求められたため、乳児に対しては、規則的授乳法が唱導されたのである。それが、1940年代以降少しずつ宗教的根拠が薄れていき、子どもは大人と違う独自の存在であり、子どもの欲求のあり方も異なると考えられるようになった。子どもの欲求に従って授乳する自律授乳法が転換された根拠にフロイト理論があったが、その理論が支持される背後にカルヴァニズムの変化があったといわれている³⁷⁾。先にみたように、1950年の母子手帳の「育児の心得」においては、まだ「しつけ」として規則的な授乳法が奨励されていたことは、これと符号する。

ただし『家の光』には、1953年にすでに自律授乳が紹介されている。アレルギー研究の群馬大学小児科医松村龍雄は、アメリカの自律授乳法を自然授乳法と呼び、1953年の『家の光』5月号付録『家庭の医学・婦人・乳幼児の病気と健康』において次のように述べている。「お乳を赤ちゃんが欲しがるときに、欲しがらだけ与えるのを、自然授乳と言います（略）これは、「赤ちゃんの食欲に従って行う授乳であって、おとなの都合で行うものとは、全く違う」と説明している³⁸⁾。このような但し書きを付けたのは、先にふれたように農村では母親は労働をするのが常態であり、規則的授乳法でも子どもの欲求に合わせる授乳法でもなく、大人の都合で仕事の合間に授乳が行われていたからである。

母親とのふれあい重視や自律授乳の奨励は、実は1950年代の国際的な研究成果として表出し始めていた。1950年代から1960年代は、精神分析理論を根拠として規則的授乳法の見直しが盛んに論議された時期であった。例えば、1953年開催の国際連合世界保健機構（WHO）のセミナーでは、「母性愛の剥奪」が問題として取り上げら

れた。セミナーに参加した平井信義は、この時、「母性愛の剥奪」に深い衝撃を受けたと述べている³⁹⁾。そして、平井は、WHOのセミナー開催以降、精神分析学者が主張する自律授乳が世界的共通な事項となったことを明らかにしている⁴⁰⁾。

とりわけ、規則的授乳法の賛否については激しい論議が繰り返された。例えば、雑誌『愛育』（恩賜財団母子愛育会）の特集記事「親子の姿のうつりかわり」において平井は、1950年代半ば以降（昭和30年代）を回顧して次のように述べている。「昭和30年代」は、「日本小児科学会において、アメリカで提唱された『自律授乳』をわが国の『でたらめ授乳』と混同して論議が行われたことは、私の頭には鮮明に残っている。つまり、『自律授乳』を『でたらめ授乳』と同じとした研究者グループと、はっきりとわが国の『でたらめ授乳』の危険性を指摘した小児科医との対立があった」と記している⁴¹⁾。すなわち、1950年代半ば頃から、母乳育児は、栄養面ではなく精神面に価値が置かれていったのである。要するに精神分析理論の主張による子ども主体の授乳法は、従来の小児科医が主張してきた規則的授乳法を180度転換するものであり、意見を二分するものであった⁴²⁾。

1960年代以降、精神分析の研究成果は、さらにふれあい重視に傾斜していく。1964年の厚生省の母親学級の指導者向けテキストを見れば、平井が初めて紹介したという造語「スキンシップ」の重要性が提唱されている。1960年代の母親学級の指導者向けテキストは、1962年『母親学級指導者必携－母性編』（1962）と『子どもの精神発達としつけ－母親学級指導者必携－乳幼児編』（1964）がある。妊産婦への指導の要点を盛り込んだ前者は、医師などによる妊婦健康診査や看護師保健師助産師による保健指導の方法が記されている⁴³⁾。一方後者は、子どもの育児やしつけの要点を盛り込んでいる。改めて言うまでもなく、母親学級指導者向けのテキストは、母親学級で母子手帳を用いることが想定されており、「母子手帳」の内容と齟齬はないものであった。

では、後者において、育児法をどのように紹介しているのかをみよう。「子供の精神発達としつけ」の「はじめに」において、厚生省児童家庭局養護課長の飯原久弥は、次のように述べている。「古くから俗に『三つ子の魂、百までも』といわれるように、乳幼児期の養育のあり方が、将来の人間形成にとって、重要な意味を持つことが、急速に進展しつつある今日、再認識されるようになってきている。昭和38年度に実施した3歳児の健康診査において、某地区の調査では、子供のことで悩みを持ち、ぜひとも相談したい問題を抱えている母親が約60%を超えたと報ぜられているのも、乳幼児期の家庭養育に対する関心が相当高いことを示しているものと言えよう」（傍点：著者）と3歳児までの養育の相談・指導の重要性を説いている。先に述べたように、1960年代は池田内閣の

人づくり政策に合わせて、家庭での母親による育児の重要性が強調された。そして軌を一にして三歳児検診が始まったのである。

このテキストの執筆者は、平井信義を始め、山下俊郎、津守真、大場義夫等の著名な心理学者や愛育研究所の職員であった。彼らは乳幼児の心理やしつけ、社会生活の発達としつけ、遊び、育児と環境など育児に関して発達に合わせた指導を母親に対してするようにまとめている。

ところで、1960年代のこの母親学級指導者向けのテキストを良く見ると、次に引用するように、規則的授乳法については同一のテキストにおいて識者によって記載に乱れがある。例えば、「こどもの要求に応じて与えるという要求即応制の授乳が推奨される面もあるが、やはりある程度の規則的時間を、それほど窮屈でなくて、ゆとりと幅を持った融通性のある扱い方でいく方が望ましい」「相手をするという意味で、乳児との触れ合いが大切であることを先に社会性の所で述べた。(略) 乳児の成長にスキンシップ(肌のふれあい)が大切であるといわれるのは、温かい愛情の表現としての抱っこやほほずりや頭をなでるといったことが必要だと言われるのである。言ってみれば、こどもの人格を尊重すると言う意味で好きなように存分に活動させることをさせる態度が一方では必要であり、もう一方では同じ意味で存分に愛情の表現をすることが大切なのである」。このように、規則的授乳法が柔軟に説かれ、赤ちゃんとのふれあいの重要性が強調されている⁴⁴⁾。

その一方で、栄養学を専門とする識者は授乳法について次のように述べている。「しつけとか規律は赤ちゃんの時から必要である。授乳時間をきちんと守る気持ちは、やがて幼児期になって物を食べる時間をきちんと守ることに通ずる」⁴⁵⁾。このように識者の専門分野によって、母乳育児法の奨励に強弱があった。要するに、1980年半ばになって育児法が大幅転換されたわけではなく、1960年頃よりふれあい重視に傾きつつあったといえる。

他方、50年代～60年代はボウルビィのホスピタリズム研究(1951)により、母親不在が乳幼児の発達を阻害するという研究成果に注目が集まるようになった。寛容すぎるといわれたスポック博士の育児書は、その後は他の育児書も子ども受容に大きく変化したためにスポックの寛容な育児は珍しくなくなった。さらに、1970年代になると欧米では、親の虐待による乳幼児の骨折や外傷が小児科医から繰り返し指摘されるようになった。つまり、ホスピタリズムや虐待などの社会問題とふれあい重要の研究とは、歩調を合わせて推奨されたのである⁴⁶⁾。

1970年代後半に、育児法の激しい揺れに理論的な基盤を与えたのが、母子相互作用を明らかにしたアメリカミシガン州立大学のクラウス(Maschall H.Klaususu)とケネル(John H.Kennell)であった。この研究成果は、

わが国の小児科学「育児学」の専門書に盛んに紹介された。彼らの著書「母と子のきずな—母子関係の原点を探る」(Maternal-infant bonding)には、小児科医小林登の紹介文が次のように掲載された。「本書の最も重大な意義は、従来の小児科学及び小児保健学の中で扱われてきた育児学に理論的基盤を与えた点である」⁴⁷⁾。クラウスらは、赤ちゃんの誕生直後から母親との触れ合い、だっこ、添い寝などが十分になされることで低出生体重児を持つ母親の愛情が湧いてくる体験から、母と子のきずな(mother infant bond 1979)が形成されると指摘した。これを母子相互作用と呼び、母と子のきずなは相互作用による愛情の確立で形成されると指摘した。この科学的な研究成果は、日本の小児科学の医療分野にふれあい重視に論拠を与えたのである⁴⁸⁾。クラウスとケネルの母子相互作用(Maternal-Infant Interaction)及び母子結合(Maternal-Infant Bonding)並びに愛着の基本的な原理(エントレインメント Entrainment)は、後に絆を結ぶのは母親だけではないという修正を加えながらも、今日においてふれあい重視の理論的基盤となり続けている。

このようなふれあい重視の流れは、様々な分野の時流となった。その一つが周産期医療の分野の変化である。1979年、南アメリカで哺乳期不足のためにエドガー・レイ(Edgar Rey)とヘクター・マルチネス(Hector Martinez)によって始められた「カンガルーケア(Skin-to-Skin Care)」は、母親と子どもの肌と肌のぬくもりから、母親の愛着が強くなるという研究成果を示した。この研究成果から、わが国でも1995年より周産期医療の現場で「カンガルーケア」が実施されるようになった。それまでは、母と子を別々の部屋に入れて厳密な衛生管理をする母子分離の方法が取られていた。それが、高度医療技術と厳密な衛生的な管理が必要なハイリスク児においても、厳格な衛生重視から母と子の触れ合い重視をできるだけ考慮するようになり、新生児特定集中治療室(NICU)の完全母子同室や母乳育児支援への着手と結び付いていったのである⁴⁹⁾。

さらに、1985年4月、WHO(世界保健機構)のヨーロッパとアメリカの地域事務局による「出産科学技術についての勧告」によって、「女性一人一人が自分の望むタイプのケアを選択できるように」「自由に立会い、産後も簡単に面会できるように」「健康な新生児は母親といっしょにいるべき」とする出産に関する勧告がなされた。この勧告は激しい反論をまきおこしながらも出産に関する主導権が、病院から母子のふれあいを重視する立場に移行したといわれている⁵⁰⁾。なお本研究で取り上げた科学的な研究成果はほんの一部であり、母子接触の重要性や皮膚接触のふれあい重視は、多様に重なりながら広がっていったと考える方が妥当である。

母子健康手帳改訂の研究班代表高橋悦二郎(小児科

医)は、1985年に「育児の移り変わり」について次のように述べている。「もともと添寝とかおんぶとかいう風習は、日本にあって、欧米には殆ど見られなかった(略)1950年代、小児保健の面でいろいろ改善が見られた頃から、日本では添寝はあまり望ましいものではないとされてきました。(略)ところが、最近になってアメリカで、添寝やおんぶは母と子の肌と肌の接触という点から好ましい、日本のこういう習慣は母と子の絆を強める上から良い影響があるのではないかと見直されたというのである⁵¹⁾。母子手帳の「育児の心得」で否定された育児風習が見直された背景には、このような育児観の変化があった。日本の性善的、受容的な育児風習は、1964年の松田道雄の「日本式育児法」研究の頃より注目され、1980年代はそれが一層再評価されたのである⁵²⁾。

(2) 育児法のスタンダードの形成とその矛盾

風習の育児が見直され、育児法は地域による差が解消していったことを確かめるために、ふたたび1980年代の『家の光』に目を転じよう。

高度経済成長期以降、この雑誌における育児関連の記事がめっきり減少した。ここでは1980年代に特集された「子育て110番」を簡単に取り上げる。これは、教育心理学者の高野清純が育児について毎月連載するものであった。1985年1月号から12月号迄のタイトルを羅列すれば、「子どもを見る目」「子どもらしさがたいせつ」「うそをつく子」「学校へ行きたがらない子」「外で遊びたがらない子」「好き嫌いの多い子」「盗みをする子」「子どものけんか」「子どもの口ごたえ」「親と話をしない子」「友だちをつくれな子」「子どものいたずら」と、タイトルからその内容が推察されるように、当時の育児のトピックが取り上げられている。80年代前後の『家の光』は、「登校拒否」「いじめ」「もっと子どもとふれあいを」「反抗期」「性教育」といった児童問題とその対応が中心となり、農村に向けて掲載されてきた授乳法や離乳法といった乳児を対象とするかつての内容から変化して、都市向けの育児書と何ら変わりがなくなった。そこには、子どものわがままや自己主張は子どもの自然な姿であり、それを認めて親子が「ふれあう」ことが大切であると繰り返されていた⁵³⁾。

かつての『家の光』は、「子どものかまい方」というように、子どもとの接触を「かまう」と表現してきた。労働を常態とする農家の育児の放任を戒めて子どもを気にかけて、世話をするように説く意味あいで「かまう」が用いられていた。それが、「ふれあい」という言葉で、親と子の肌と肌の触れあいや心のふれあい重視が説明されるようになった。この検討に限れば、農村と都市部との育児問題の違いがなくなり、それに呼応して育児法の差が解消されたように見える。

日本と各国の育児書を比較分析した恒吉僚子, S. プー

コックによれば、1990年代に国による育児法の差がほとんどみられなくなっていることが明らかにされている。1990年代の育児書は、「受容」を基調にしながらも、多様なアドバイスを盛り込み、日本と諸外国の文化的な差が消失していることが指摘されている⁵⁴⁾。

このような育児法のグローバル化をもたらした要因の一つは、科学的研究成果が国際連合機関のような国際的な組織を通して普及したことが考えられる。例えば、今日、母乳奨励が主流となっているが、その発端には国際連合の働きかけがあった。近年の母乳育児についてみれば、89年、UNISEF（国際連合児童基金）とWHO（世界保健機構）は、「母乳育児成功のための10か条」（「赤ちゃんにやさしい病院における母乳育児の支援と推進：産科スタッフのための18時間コース」（原題））を提唱した（表3）。そして、「母乳育児成功のための10か条」が遵守されている産科施設を「赤ちゃんに優しい病院（Baby Friendly Hospital）」（以下BFH）と認定したのである。さらに、「赤ちゃんにやさしい病院推進運動（Baby Friendly Hospital Initiative）」（以下BFHI）の一環としてBFHを目指す施設のスタッフが学習するテキスト「母乳育児支援ガイド」は、翻訳されて普及した。これは、医学的根拠にもとづく母乳栄養推進の世界的なスタンダードとして、医師、助産師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士、保育士等に標準的な情報を提供している。そして、この情報は多くの病院の母科学級においても、今や母乳育児の支援に役立てられている⁵⁵⁾。

このような育児法は、社会における人々の医療観や健康観等と複雑に関連している。例えば、公衆衛生概念、とりわけ歴史的社会的な疾病構造の変化に対応する「健康転換」(health transition)の潮流も背景にある。「健康転換」とは、その社会一般にみられる疾病構造の変化を、「人口構造や就業構造といった経済社会全体の転換と一体のものとして、総合的かつダイナミックに捉え」る健康に関する考え方の転換である⁵⁶⁾。この健康に対する考え方は、従来の医療中心のケアを行う医療モデルから、人々の生活を第一に考える生活モデルにシフトしたのである。これによって、人間の生活の質を高める考え方が重視されるようになり、赤ちゃんと母親の生活の質を向上の視点への移行に大きな影響を与えた。

授乳や離乳などの乳幼児の世話は、親の恣意的な行為に過ぎない側面がある。しかし、これまでみたように、科学的な育児法に変化してきた過程には、広領域の科学的研究の影響を受けている。言うまでもなく、科学的理論だけで育児法が変化したわけではない。育児には社会情勢や政策の変化、経済状況、健康観、医療観の変化、家族の変化など多様で複雑な要因が絡まっている。要するに、一口に育児法が子ども主体のふれあい重視などに転換されたといっても、それは単線的な一方向の変化ではないということではある。

ただし、これまで述べてきたことは育児の実態ではない。言説分析に過ぎず事実とは異なるものである。そこで、参考までに2つの実態調査を紹介する。

まず、中流家庭の母親に局限した約40年前のアメリカと日本の授乳法に関する調査結果である(梁井1981)。組織的なものではなく参考にとどまるものであるが、1963年の規則的授乳法は、アメリカ45%・日本85%となっており、不規則的授乳(自律授乳法)は、アメリカ55%・日本15%となっていた。すなわち、戦後1950年の母子手帳で奨励された規則的授乳法は、わが国において60年代に約8割の親が実践していたことになり、それは、アメリカの10年後を歩むものであった。すなわち、すでに1960年代のアメリカでは、規則的授乳から子どもの自律性を尊重した自律的授乳(不規則手期授乳)がよいという認識となり、子どもに合わせた自然な子育てに修正されていたのである。これに対して、わが国において規則的授乳が減少したのは1981年になってからのことであった⁵⁷⁾。排泄の自律についても60年代はできるだけ早くとする日本に比べ、アメリカでは子どもの発達を待って「子ども主体」に転換されていた。これに従えば、日本の育児法は、タイムラグを持ってアメリカの育児法の理論的影響を受けていることが推察される。

では、次にふれあい重視になってきたと言われる1980年代半ばに出産育児をした親への質問紙調査をみよう。調査の対象は、A短期大学に所属する1988～1989年に誕生した学生の親(240名)である。調査の時期は、2006年4月に3歳未満の乳幼児期の育児について回想してもらい実態調査した。倫理的配慮のもと回答を持って同意とした(回収率、97.9%)⁵⁸⁾。これは、一部の大学生の親の調査であるという限界性があり、一般化することはできないが、参考までに述べる。

親への調査結果、「添い寝をしたか」に対し、「はい」95%として、ほとんどの親が添い寝を認めていた。一方、「時間ごと規則的に授乳するように検診で言われたか」「はい」68.0%、「いいえ」21.6%、「わからない」10.4%であった。また、「乳離れ(断乳・卒乳)は一歳までにするようにいわれたか」という問いに対して、「はい」53.7%、「いいえ」32.0%、「わからない」14.1%であった。「抱くと抱き癖がつくのでよくないといわれたか」については、意見が二分され、「はい」は約半数(55.0%)であった。これに対して「背負い(おんぶ)をしたか」については、「はい」88.0%とあるように、添い寝や背負いの育児の文化的な風習は、残存していることが窺えた。

すなわち、母子健康手帳及びその副読本に記載されていた標準的な育児法と今回の調査は、ふれあい重視という点では方向性は一致していた。ところが、背負い(おんぶ)は約9割が支持しているのに対して、抱き癖は約半数が「よくないと言われた」と回答しており、意見が

分かれている。さらに、子ども主体に母乳を飲ませるのではなく、「1歳までにお乳をやめるように言われた」と回答した母親が半数存在した。この調査から、育児法の変化はふれあい重視の面では一致しながらも、その変化は一面的なものではないことがわかる。

なお、1980年代から90年代前後は、わが国において育児情報の混乱があることを新聞等でもしばしば取り上げている。1989年、小児科医今村栄一は、「混乱する育児情報」と題して次のように述べている。母と子の触れ合いのために「断乳」することは良くないと指導されているが、母乳は「栄養ではなく、母子関係」で説かれるようになった。長い間1歳を超えた授乳は栄養面では問題であると指摘されてきた。しかし、今日のように2歳ころまで母乳を飲ませてよいということになると、もはや母乳保育は「母乳が主役ではなく保育のほうに意味がある」ものとなった⁵⁹⁾。つまり、母乳が栄養面より精神面に価値が置かれて推奨されるようになった。即ち、育児の何に主眼を置くかによって育児の方法は変化するという見方もできる。

一方、最近では、育児情報に振り回され、標準とわが子の発育を比較して焦ったり、育児不安に陥るといった社会問題が指摘されている。これを受け母子健康手帳(2002年改定版)「育児のしおり」には、育児不安に配慮するようになっている。「子育てはずっと昔から日々の生活の営みの中で自然に行われてきたことです。むずかしいものではないし、むずかしく考える必要もありません。あれこれ先回りして心配することもありません。困ったことや心配なことがあるときは、地域の医師や保健所・市町村保健センターなどに、気軽に相談してみてください。」「飲むおっぱいの量も睡眠も排便も、ひとりひとりの子で違います。わからないことや困ったときは、遠慮なく周りの人に相談しましょう。」⁶⁰⁾と親の不安に対応し、それを払拭しようという意図が透けて見える。すなわち、別の言い方をすると、育児の標準が浸透していった過程には、その基準通りには進まないという矛盾が孕んでいたのである。

おわりに

以上、わが国において母子健康手帳を媒介に、母子衛生管理システムのなかで、育児のスタンダードを掲げてきた過程を辿ってきた。

敗戦後、米国の影響を受けながら保健福祉的な母子衛生システムを構築して、児童福祉法に位置づく母子手帳制度をスタートさせた。手帳作成の意図は異なるものの、母子手帳が普及したのは、戦中期の妊産婦手帳が母親と子どもを結ぶ身体的管理のルートの礎を形成しつつあったためであることを明らかにした。

1950年以降の母子手帳は、経験的育児を否定して、専

門家主導の「正しい育児知識」を「育児の心得」として提示した。それは科学的研究を論拠とするため、育児法の変遷は科学的研究の進展に大きく左右されてきた。すなわち、育児法の変化の要因は、精神分析理論、小児科学理論、公衆衛生理論、周産期医療の進展の影響がある。もちろん、それだけではなく本研究ではカバーできない広領域の最新の科学的研究の成果があり、それが国際連合機関等の国際的組織を経てグローバル化したと考えられた。

先行研究では、1980年代半ばに育児法の転換があったという指摘があった。確かに、ふれあい重視の育児法に変化したことは、先行研究の指摘の通りである。しかし、その時期については、1980年代半ばが転換点とはいえなかった。すなわち、本研究の分析では、規則的授乳法については1950年代から精神分析研究者と小児科医の間で論議が巻き起こっており、すでに子ども主体の自律的授乳法は支持され始めていた。さらに1970年前後の母と子のきずなを重視した研究が、科学的論拠となってふれあい重視の潮流をつくっていた。

また、1966年に母子手帳から母子健康手帳に名称改正したときすでに、それまでしつけとして記載されていた規則的授乳法の奨励、添い寝の禁止、抱き癖への注意が削除されていた。これは、「ふれあい」に価値がおかれたために、それを制約する項目が見直されたと考える。さらに、品田が指摘した1985年は、64年に配布が始まってからなされていなかった母子健康手帳副読本の大幅改訂された年であったのである。

ただし、本研究の限界は、母子健康手帳に示された育児は言説であるために、その解釈は多元的なものになりうることである。このため、本研究では育児法につくられたメッセージの変遷を辿ったにすぎないということになる。しかしながら、言説の歴史的検討によって明らかになったことは、科学的育児法もまたメッセージの一つに過ぎないことである。科学的な育児は絶対的なものではなく、それがその時代に妥当性を持つかが問われているのである。

育児は科学の影響だけで語ることは不可能である。社会経済状況、母子保健政策、家族状況、子ども観、健康観、医療観さらには文化的条件など多様な要因が複雑に関連している。これらのことから本研究は、人間学的学際的な検討を要している。

母子健康手帳による育児法のスタンダードの提示は、保健衛生管理システムと結合して、科学的育児法の普及に貢献した。そして、わが国は乳児や妊産婦の死亡率がきわめて低く、衛生水準が格段に向上し、女性が安心して出産、育児をすることができるようになった。

しかしながらその陥穽は、育児不安や自信の喪失に垣間見られるように、どのような人間に育てるかという親自身の育児観や長い間経験を積み重ね実証されてきた育

児の文化的価値が抜け落ちてしまったことである。いくら子ども主体の科学的育児が説かれても、その判断は結局は親に委ねられる。それは方法技術的側面だけで判断するのではないのである。

現在、共働き家庭が主流となり、地域における育児支援の必要性が叫ばれている。しかし、それはかつての農村では当たり前のことであった。今後は、現代における新しい育児の文化的要素を次世代にいかにつなげていくかである。その方法の一つに、保育・教育施設において、親と子の育児の文化伝達を担うことも必要とってくるであろう。つまり、今や新しい人とのつながりのなかで、ローカルな育児文化伝承の創造が求められている。

注

- 1) 中村安秀「世界に広がる母子健康手帳」『小児科臨床』医薬時出版、2009年、5月
- 2) 厚生省児童家庭局母子衛生課『日本の母子健康手帳』保健同人社、1991年、元厚生省母子衛生課職員中島正夫「母子健康手帳の記載内容の変遷」『相山女学園大学教育学部紀要』相山女学園大学 vol.3、2010年など。
- 3) 品田知美『子育て法革命』中公新書2004年、132-133頁
- 4) 厚生省児童局母子衛生課『日本の母子健康手帳』、保健同人社、1991年、72頁
- 5) 人口政策とは、「現実の日本の人口および人口問題に対する政府の機関による態度表明および政策」の総称をさしている。廣嶋清志「現代日本人口政策小史—人口質概念をめぐって（1916-1930年）」厚生省人口問題研究所編『人口問題研究』1980年
- 6) 吉武和『改正国民体力法の解説』大澤築地書店、1942年、243頁
- 7) 多田洋「母子健康手帳の変遷とその時代的意義について（その1）」『助産婦』日本助産婦学会、1985年、7頁
- 8) 厚生省児童局母子衛生課、前掲書、1991年、75頁
- 9) 昭和二年三月二六日公布『妊産婦手帳』神奈川懸、3頁、巷野悟郎、福島正美「母子健康手帳の変遷に対する歴史的レビュー」『平成11年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）』1999年、資料集
- 10) 大林道子『助産婦の戦後』勁草書房、1989年、113頁
- 11) 巷野悟郎、福島正美「母子健康手帳の変遷に対する歴史的レビュー」『平成11年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）』1999年、3頁
- 12) 昭和二年三月二六日公布『妊産婦手帳』神奈川懸、3頁
- 13) 吉武和、前掲書、1942年、243頁
- 14) さらに、1943年には、3歳未満の乳幼児を対象を広げた。前掲書、吉武和、1942年、243頁

- 15) 多田洋、前掲書、1985年、6頁
- 16) 大林道子、前掲書1989年、116頁
- 17) 巷野悟郎、福島正美「母子健康手帳の変遷に対する歴史的レビュー」日暮真汎「母子健康手帳の評価とさらなる活用に関する研究」『平成11年度厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)』1999年、3頁
- 18) 1953年の改正で、「出生申告書」は削除された。
- 19) 厚生省母子児童家庭局母子衛生課『母親学級指導者必携』日本児童福祉協会、1973年
- 20) 19世紀初頭アメリカには大きく3つの代表的な育児観があった。①放任主義的なルソーの「自然人」的育児観、②それと対照的な鍛錬主義的育児観、③最も有力なカルヴィニズムの教義に基づくこども観による育児観である。20世紀にはいるとカルヴィニズムの宗教的根拠は忘れられたが厳しくしつつけるといふ子ども観が残った。藤永保『幼児理解の方法』日本文化科学社、1976年、51-52頁
- 21) 横山浩司『子育ての社会史』勁草書房、1986年
- 22) 大林道子、前掲書1989年、163頁
- 23) 病院や産院で出産後、わが国の慣習的な指導である授乳前の乳房清拭は、このときの助産指導から始まって今日まで続いている。吉留厚子「看護研究の実例—慣習的な乳房清拭及び哺乳瓶消毒を再考する」『大分看護科学研究』4(1)2003年、33頁
- 24) 妊産婦手帳の「妊産婦の心得」と項目は同じであるが内容は異なる。
- 25) 名古屋市衛生局、前掲書1983年、95頁
- 26) 今村栄一、曾根秀子他「特集赤ちゃんの育て方」『家の光』1964年7月号、家の光協会、237頁
- 27) 今村栄一、曾根秀子、高橋五百子、村瀬喜和子、矢口光子「特集赤ちゃんの育て方」『家の光』家の光協会、1964年7月1964年、237頁
- 28) 今村栄一、前掲書、1964年7月、242頁
- 29) 拙稿「雑誌『家の光』にみる昭和初期農村における育児の変容—育児・衛生記事及び「健康相談」欄の検討を通して」『九州教育学会研究紀要』34巻、九州教育学会2006年、拙稿「戦後農村における育児の変遷に関する一考察—雑誌『家の光』にみる育児衛生関連記事の検討から」『九州教育学会研究紀要』第37巻、九州教育学会、2010年
- 30) ここで規定されている「母性」は、次の世代を生み育てるといふ女性の生理的機能として捉えられている。ただし、一般的には「母性」は一致した見解が示されているわけではなく、母性看護学、心理学、社会学の見解には相違がある。
- 31) 1970(昭和45)年、1971(昭和46)年、1973(昭和48)年、1976(昭和51)年、1977(昭和52)年、1980(昭和55)年、1981(昭和56)年、1987(昭和62)年、1992(平成4)年、1998(平成10)年、2002(平成12)年、2003(平成15)年、2005(平成17)年、2006(平成18)年、2007(平成19)年、2008(平成20)年、2009(平成21)年。母子保健法を改正して、母子手帳の内容が改訂された。
- 32) 厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)『母子健康手帳の利用に関する研究』「第一報 母子健康手帳改定案の試作」内藤寿七郎研究班代表、1974年、同『母子健康手帳の活用に関する研究』「母子健康手帳改定案の現場での検討と完成」内藤寿七郎研究、1975年
- 33) 平成11年度厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)『母子健康手帳の評価とさらなる活用に関する調査』日暮真研究班代表、1999年
- 34) 厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)『母子健康手帳の利用に関する研究』「第一報 母子健康手帳改定案の試作」内藤寿七郎研究班代表、1974年、同『母子健康手帳の活用に関する研究』「母子健康手帳改定案の現場での検討と完成」内藤寿七郎研究、1975年
- 35) 内藤寿七郎研究班代表、「厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)第一報 母子健康手帳改定案の試作」『母子健康手帳の利用に関する研究』日本総合愛育研究所紀要、第10集、1974年、2頁
- 36) Wolfenstein, M. Fun "morality: An analysis of recent American child training literature." in Mead, M. & Wolfenstein, M. (eds.) *Childhood in Contemporary Cultures*. The University of Chicago Press, 1955.
- 37) 藤永保、高野清純『幼児理解の方法』日本文化科学社、1976年、4頁
- 38) 松村龍雄「婦人・乳幼児の病気と健康」『家の光5月号付録家庭の医学』1953年、163頁
- 39) 平井信義『母性愛の研究』同文書院、1976年、1頁
- 40) 平井信義、「親子の姿の移り変わり」『愛育』恩賜財団母子愛育会1985年、9月、12頁
- 41) 平井信義、前掲書、1985年、9月、12頁
- 42) 前掲書、Wolfenstein, M. Fun, 1955.
- 43) 厚生省母子児童局母子衛生課『母親学級—その指導者のために』日本児童福祉協会、1958年
- 44) 山下俊郎「乳児の心理としつけ」厚生省児童家庭局監修『子どもの精神発達としつけ—母親学級指導者必携—乳幼児編』日本児童福祉協会、1964年、23-24頁
- 45) 平井信義「幼児の基礎的理解」厚生省児童家庭局監修『子どもの精神発達としつけ—母親学級指導者必携—乳幼児編』、1964年、30頁
- 46) 拙稿「現代の育児法の転換にみる乳児をめぐるケアの変遷—『母子健康手帳』の育児・「しつけ」言説にみる小児医学の潮流」『日保育学会第60回大会発表論文集』2008年、464-465頁
- 47) Maschall H. Klaus, John H. Kennell, "Maternal-infant bonding" マーシャル H. クラウス, ジョン

- H.ケネル著、竹内徹、柏木哲夫訳『母と子のきずな：母子関係の原点を探る』医学書院、1979年、4頁
- 48) マーシャル H.クラウス, ジョン H.ケネル著、前掲書、1979年
- 49) 松尾恒子, 高石恭子編『現代人と母性』新曜社、2003年
- 50) Marsden Wagner, "Pursuing the birth machine : the search for appropriate birth technology ; 井上裕美, 河合蘭監訳『WHO勧告に見る望ましい周産期ケアとその根拠』メディカ出版、2002年
- 51) 高橋悦二郎「育児の移り変わり」『愛育』恩賜財団母子愛育会、1985年9月、6頁
- 52) 中江和江『日本人の子育て再発見』フレーベル館、1985年
- 53) 家の光協会編『家の光』家の光協会、1985年版1月号～12月
- 54) 恒吉僚子, S. ブーコック編著『育児の国際比較：子どもと社会と親たち』日本放送出版協会、1997年
- 55) 岩上知映「党員における母乳育児支援の変遷」『旭川厚生病院医誌』旭川厚生病院、第19巻2号、2009年、81-83頁
- 56) 広井良典『ケア学越境するケアへ』医学書院、2000年、65頁
- 57) 規則的授乳法62.5%、不規則的授乳法37.5%。梁井昇、梁井迪子「現代の育児態度—小児科の診療室から」『教育と医学』第29巻、第6号、慶応通信、1981年、70～78頁
- 58) 拙稿「現代の育児法の転換にみる乳児をめぐるケアの変遷—1985年以降の『母子健康手帳』と『乳児保育』出版物の分析を通して」『日保育学会第59回大会発表論文集』2007年、464-465頁
- 59) 今村栄一「混乱する育児情報」『母子保健情報』1989年、11月、38頁
- 60) 財団法人母子衛生研究会、前掲書、2005年、45、64-66頁

